

塵芥収集について								
区 分	ごみの種類	保管場所	館内収集業務			搬出運搬処分		
			指定管理	県	市	指定管理	県	市
可燃ごみ	紙くず 板くず プラスチック (柔らかいもの) 台所ゴミ 等	塵芥室	◎			◎		
不燃ごみ	ガラス プラスチックごみ (硬質のもの) 陶磁器 等	塵芥室	◎			◎		
資源物	新聞紙 段ボール・雑がみ ビン・カン ペットボトル 古繊維 等	塵芥室	◎			◎		
有害・危険ごみ	乾電池 電球・蛍光管 スプレー缶 等	塵芥室	◎			◎		
粗大ごみ (一編が50cm～ 2m未満のもの)	石油ストーブ じゅうたん 自転車 等	塵芥室	◎			◎		
医療廃棄物	注射器、ワクチン容器 等	保健センタ ー内			○			○
その他	機密文書	各室内		●	○		●	○

凡例：◎は県及び市施設から排出されるもの  
 ●は県施設から排出されるもの  
 ○は市施設から排出されるもの

搬出運搬処分条件  
 ・多目的ホール等の催事において排出される塵芥及び再生利用対象物は、催事主催者の責任・費用負担により処分させる。

廃棄物の区分  
 ・本表の廃棄物の区分は、令和7年6月現在のものである。

令和6年度 主な廃棄物処理実績

(単位：kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
可燃ごみ	360	325	310	325	265	440	315	365	350	395	320	365	4,135
瓶・缶	30	28	30	45	80	50	40	45	60	50	45	65	568
段ボール	160	250	120	150	110	120	130	160	90	110	100	110	1,610
計	550	603	460	520	455	610	485	570	500	555	465	540	6,313